

# 企画競争説明書

業務名称：ホンジュラス国地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト

調達管理番号：22a00355

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICAという）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしていきます。

2022年7月27日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年7月27日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ホンジュラス国地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。  
(全費目課税)

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年10月 ～ 2027年11月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年10月 ～ 2023年10月

第2期：2023年11月 ～ 2025年10月

第3期：2025年11月 ～ 2027年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれ

れの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第１期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の３６％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の４％を限度とする。

【第２期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

【第３期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の１９％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１９％を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の２％を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)、

担当者メールアドレス：[Tashiro.Junko@jica.go.jp](mailto:Tashiro.Junko@jica.go.jp) [Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp](mailto:Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp)

(企画競争説明書に対する質問時には宛先を２名にしてください)

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 8月 2日 12時
2	質問への回答	2022年 8月 5日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 8月 19日 12時
5	プレゼンテーション	2022年 8月 24日 14時～16時
6	評価結果の通知日	2022年 8月 30日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

#### 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
  - 2) 積極的資格要件
  - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除  
特定の排除者はありません。
- (3) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。  
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。  
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
  - 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
  - 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口  
([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当メールアドレス)
  - 3) 提出方法：電子メール
    - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ホンジュラス国地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ホンジュラスの1日1.90ドル以下の所得で暮らす貧困層の割合は14.8%（2019年）であり、中南米地域の最貧国の1つとなっている。更に、貧困率はホンジュラス政府による定義では60%を超え、2020年は新型コロナウイルス感染拡大によって経済成長率がマイナス9%となったことで貧困人口が増加したと予測され（世銀）、貧困削減はホンジュラスにとって深刻な課題となっている。

これまでホンジュラス政府は貧困削減を最重点施策の1つと位置づけており、1990年代から条件付現金給付制度（CCT：Conditional Cash Transfer）による貧困世帯を対象とした支援を実施している。これは、最貧困層に対し、子供の健康診断や学校への通学を条件に、現金を支給する制度であり、保健や教育への投資を促し、次世代の人的資本形成を促すことによって、貧困サイクルを断ち切り、貧困から脱却することを目的としている。CCTを所管する社会統合副省は、CCT受給世帯の貧困状況改善を目的に、現金給付と併せて受給世帯が自ら生活改善や生計向上に取り組むための能力向上を図るため、技術協力「金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト（2015-2020）」（以下、「先行事業」という。）を実施し、家計管理や計算等のライフスキル支援、貧困層向け金融サービス提供（金融包摂）支援、職業訓練・収入多様化支援を行う生計向上促進モデル（通称：ACTIVOモデル）の構築と普及を行った。その結果、同モデルが全国に普及し、対象世帯の貧困削減が確認された。

ホンジュラス政府は国家金融包摂戦略を策定し、口座維持費がかからず、低所得層でも保有しやすい基礎的口座の開設等を進めることで金融包摂を進めてきたが、2017年時点の金融口座を所有する15歳以上の人口割合は45%にとどまっている（GPFI）。先行事業では最貧層の金融包摂を進めることにより貧困削減に貢献したが、ホンジュラスにおける金融包摂には課題が多い。例えば、銀行間送金、支店以外のエージェントによる取引やデジタル金融サービスの提供にかかる規制改革やインフラ整備、イノベーション促進ファシリティーの設置も端緒にすぎたばかりである。

ホンジュラスにおいて金融包摂促進に関わる金融機関は、商業銀行、ノンバンク、NGO

系マイクロファイナンス機関、電子マネーサービスを提供する通信会社等様々であるが、その中に全国に89ある信用組合がある。これらメンバーシップ制<sup>1</sup>の信用組合は、地域コミュニティや職業組合と密接な関係を持つがゆえに、貧困層や低所得層、女性の金融包摂面で大きな役割を担える可能性がある。先行事業では複数の信用組合が協力機関としてCCT受給世帯の金融包摂に貢献した。他方、信用組合を規制・監督する機関やその内容は他金融機関のそれとは異なるため、信用組合が提供できる金融サービスや方法に制限があり、顧客ニーズに合った商品開発が十分に行えていない。

かかる状況を踏まえホンジュラス政府は、信用組合のサービス向上による金融包摂を通じた貧困削減推進を図るべく、我が国に対し技術協力による支援を要請した。発注者は、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために2022年2月～3月にかけて基本計画策定調査を実施し、プロジェクトの枠組みについて合意し、今般実施の運びとなったものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト

#### (2) 上位目標

対象地域及びその他の地域において、金融包摂と金融教育を通じて顧客の生計向上能力及び手段が強化される。

#### (3) プロジェクト目標

対象地域において、金融包摂と金融教育を通じて顧客の生計向上能力及び手段が強化される。

#### (4) 期待される成果

【成果1】金融包摂を促進するため、信用組合向けの適切な規制及び監督体制が強化される。

【成果2】金融包摂を通じた生計向上アプローチガイドラインの開発を目的に、信用組合の事業戦略とサービス改善のためのパイロット事業が実施される。

【成果3】生計向上アプローチガイドライン及び普及計画が承認される。

【成果4】生計向上アプローチの普及体制が構築される。

#### (5) 活動の概要

詳細な活動計画は本プロジェクト開始後の詳細計画策定フェーズで決定するが、現段階での暫定案としては以下のとおり。なお、Project Design Matrix（以下、「PDM」という）については、活動の進捗に伴い、今後改訂される可能性もあり、改訂された場合は改訂後のPDMに基づき、プロジェクトを実施する。

#### 【成果1に関する活動】

1.1 金融包摂を促進するに当たって信用組合が直面する課題を特定するため、規制

---

<sup>1</sup> サービスを受ける組合員が組織運営にも関与する組織形態のこと

の分析を行う。

- 1.2 国家協同組合監督委員会（CONSUCOOP: Consejo Nacional Supervisor de Cooperativas）を対象に規制及び監督に関するセミナー・研修を実施する。
- 1.3 ホンジュラス信用組合連合（FACACH: Federación de Cooperativas de Ahorro y Crédito de Honduras 及び FEHCACREL: Federación Hondureña de Cooperativas de Ahorro y crédito, Limitada）と CONSUCOOP による規制見直しのための調整会議を実施する。
- 1.4 金融包摂を促進するための規制の見直し及び改正を行う。
- 1.5 信用組合向けに規制と監督に関するセミナー・研修を実施する。

#### 【成果2に関する活動】

- 2.1 信用組合の SWOT 分析を行うため、市場調査を実施する。
- 2.2 選定基準を設定の上、パイロット事業に参加する信用組合を選定する。
- 2.3 ターゲティングとポジショニングのために信用組合の経営戦略の見直しを行う。
- 2.4 ACTIVO モデルを参考に、対象セグメントに応じた新規金融商品・デジタルサービスの開発を行う。
- 2.5 職業組合と連携し、ACTIVO モデルを参考に、金融教育を含む非金融サービスの開発を行う。
- 2.6 新規サービスをパイロット事業として提供する。
- 2.7 パイロット事業のインパクト評価を実施する。

#### 【成果3に関する活動】

- 3.1 規制の改正とパイロット事業の結果の分析を行う。
- 3.2 金融サービス及び非金融サービスで構成される生計向上アプローチガイドラインを作成する。
- 3.3 生計向上アプローチの普及計画を作成する
- 3.4 成果4の活動に基づき生計向上アプローチの更新を行う

#### 【成果4に関する活動】

- 4.1 FACACH 及び FEHCACREL 傘下の信用組合を対象に生計向上アプローチ研修を実施する
- 4.2 信用組合が生計向上アプローチを採用するための支援を行う
- 4.3 優良事例を中米諸国に共有するためのセミナーを開催する

#### （6）対象地域

詳細計画策定フェーズの調査及び分析結果に基づいて選定する。

#### （7）関係官庁・機関

国家協同組合監督委員会（CONSUCOOP: Consejo Nacional Supervisor de Cooperativas）、ホンジュラス信用組合連合（FACACH: Federación de Cooperativas de Ahorro y Crédito de Honduras 及びFEHCACREL: Federación Hondureña de Cooperativas de Ahorro y crédito, Limitada）

#### 第4条 業務の目的

ホンジュラス国「地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果（第3条（4））を発現し、プロジェクト目標（第3条（3））を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2022年7月8日にCONSUCOOPと締結したR/Dに基づいて実施される「地域に根差した金融包摂推進を通じた貧困削減プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### （1）本プロジェクトの実施形態及び本業務の実施方法

本プロジェクトは新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地調査が行えなかったことから、本業務実施においては、詳細計画策定フェーズ（第1期：2022年10月～2023年10月）と本格実施フェーズ前期（第2期：2023年11月～2025年10月）、本格実施フェーズ後期（第3期：2025年11月～2027年11月）の3期に分けての実施を想定している<sup>2</sup>。それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

第1期においては基本計画で定めた暫定的な活動計画や投入計画、指標等に基づきプロジェクトを実施しつつ、追加的調査・分析（例えば、金融規制分析、市場調査）、パイロットサイト・参加組合選定、信用組合の経営戦略、パイロット及び普及フェーズの適切な規模感把握を実施し、詳細計画について先方関係者と協議を行う。事業開始12か月後に実施する予定のJCCにおいて詳細計画を承認することを想定しており、そのタイミングで必要に応じて活動内容（PDM や Plan of Operation（以下、「PO」という））や実施体制、投入計画等を見直すこととする。そのため、R/D等の修正に合わせて、本契約や特記仕様書の見直しが必要となることに留意すること。

##### （2）プロジェクト実施体制

本プロジェクトは信用組合監督機関である CONSUCOOP のほか、パイロット事業や生計向上アプローチの確立、普及等（成果2～4）においてはサービス提供を行う信用組合が実施する必要があることから、信用組合連合である FACACH と FEHCACREL も実施機関としてプロジェクトを実施する。CONSUCOOP はプロジェクト実施における全体管理・調整の役割を持つ。なお、規制を含む信用組合の特殊性やテクノロジーの進化については、規制は実施機関で変更可能であることや、実際に規制改革を行っていることを基本計画策定調査にて確認している。

---

<sup>2</sup> 契約期間分けについては、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案すること

(3) プロジェクトが取り組むべき課題と対応策

CONSUCOOP は信用組合による金融包摂及び金融教育を通じて貧困削減、生計向上に貢献する方針であり、そのため取り組むべき課題として、変化する環境や顧客／組合員のニーズに合わせた信用組合のビジネスモデルの改善や多様化、競争の激しくなっている市場での競争力強化、新規顧客の獲得・既存顧客の維持が必要と考えている。上記課題の対応策として、信用組合運用規制の改革、信用組合職員の能力強化、テクノロジーや制度の導入を必要としている。

デジタルサービスの導入においては、他の金融サービス機関や通信会社含む民間企業との調整・連携の可能性も視野に入れつつ、開発するデジタルサービスは詳細策定フェーズで検討・決定することとしている。また、非金融サービスの開発にあたり、CONSUCOOP は特に金融教育の提供を重要と捉えていることから、どのような提供が可能かを詳細計画策定フェーズにて検討する。

(4) パイロット事業の位置づけ

パイロット事業では、信用組合の市場調査や経営戦略の分析、顧客中心主義に基づく商品開発等を行う。それら一連の取組を「生計向上アプローチガイドライン」としてとりまとめ、その手法を信用組合に普及することを想定している。

(5) パイロット事業の選定

パイロット事業の選定においては、対象地域において、カウンターパート及びパイロット事業実施機関（信用組合）との十分な合意形成を経て、また信用組合のオーナーシップを確保したうえで実施する。

(6) パイロット事業の実施方法

パイロット事業の実施方法については、プロジェクトと信用組合とで直接実施する方法と、デジタルサービスを提供するIT企業等と連携・委託をして実施する方法が考えられる。各信用組合における個別パイロット事業について提案しつつ、どのような方法が適切であるかは、プロジェクト実施過程において、信用組合の経営、顧客、サービス事情等を調査の上、判断、選択することとする。

(7) ジェンダー平等にかかる取組み

本プロジェクトのジェンダー平等にかかる取組みにおいて、業務受注者は、貧困削減や金融分野における男女別のニーズや直面する課題、ホンジュラスにおける貧困削減分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー視点の有無・内容、実施機関職員や管理職の男女比、女性職員の活躍促進の方策、職位に区政計画等における女性の割合設定の有無等について調査したうえで、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに貢献するために取り入れられる指標や活動について提案をする。

プロジェクト実施時には、発注者と実現可能な活動内容や実施方針・手法、優先度等につき提案・相談しつつ、積極的に実施していくこととする。

なお、活動の対象者は年齢や性、社会階層、民族、障がいの有無、教育レベル、家族・世帯形態などによって、置かれている状況や直面している課題、ニーズ、活動による影響が異なることから、同一社会グループ内の多様性に留意しつつ、

ジェンダー平等の視点に立った活動環境や基盤づくり、アプローチ等の検討が求められる。それらを踏まえ、以下の点に留意する（但し、これらに縛られるものではない。現場の状況に合わせて積極的に検討・提案を行うこと）。

分類	留意点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ C/P が男女どちらかに偏っていないかを確認し、適切な理由がある場合を除き、男女の偏りが事業に与える影響を確認する。男女のバランスをとる方策を検討する。</li> <li>➤ C/P 中のジェンダー担当を設置する。</li> <li>➤ 日本人専門家は、対象国・地域の文化・慣習や国際協力現場での性的搾取・虐待・ハラスメント対応を十分に理解し、無意識に差別的な言動をとることがないように自重し、相互に注意を喚起する。</li> <li>➤ プロジェクト・チームや受益者を含む関係者すべてを対象にする相談窓口・経路を設定し、ジェンダーに基づく暴力やハラスメントに関する事例に対応する。</li> </ul>
活動・取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 普及対象の女性の生活時間帯について事前に把握し、女性が参加しやすい時間帯に普及活動を行う。</li> <li>➤ 女性の識字率が低い場合などは、普及の方法を工夫し（文字ではなくイラストや写真を使った説明、グループによる学びなど）、普及による情報や技術を必要とする人が研修に出ているか、参加状況を継続的に確認する。</li> <li>➤ 意思決定過程に必ず女性が参画し、女性の声が反映されるように、メンバー構成や会議の進め方など、より女性が参加しやすく発言しやすい環境づくりを行う。</li> <li>➤ 女性も年齢、社会階層、民族、障害の有無、教育レベル、家族・世帯形態などによって、置かれている状況や直面している課題、ニーズ、開発事業から受ける影響が異なることから、女性の中の多様性にも留意する。</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業活動への参加や事業による受益が男女のどちらかに偏っているときは、原因を特定して必要な対応を検討する。</li> <li>➤ 導入した技術の実践・定着に男女などによる差が認められたら、その要因を特定して対応する。</li> <li>➤ 可能であれば、プロジェクト・チーム、事業対象の男女やコミュニティを巻き込んでデータを集める、モニタリング結果について話し合う場を設けるなど、参加型のモニタリングを実施する。</li> <li>➤ 計画段階で想定されていなかった正負の影響がないか。ある場合は、正の影響を拡大する方法、負の影響を最小限にとどめる方法を検討する。</li> </ul>

#### (8) プロジェクトの柔軟性の確保

本プロジェクトは基本計画策定調査での合意事項に基づく内容であるが、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

#### (9) スペイン語通訳の確保とスペイン語による資料作成

本プロジェクトの対象地域では、英語を理解する人材が限られており、円滑な

コミュニケーションを確保するためには、スペイン語通訳人材の確保（英－西通訳が可能な人材の現地備上を想定）とスペイン語による資料作成が不可欠となるため、これらに対応できる体制を整備すること。

（10）安全対策

ホンジュラスについては、テグシガルパ市及び一部の県には外務省危険レベル2が発出されているため、安全対策について万全を期す必要があり、安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を順守する。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

（11）プロジェクトの評価計画

本プロジェクトにおいては、事業開始 12 か月以内に市場調査（信用組合や金融全体のエコシステム調査、プロジェクト対象地域やパイロット事業参加信用組合選定のための調査、定量的指標を設定するための調査含む）を、事業終了後 3 年後に事後評価を行うことを想定する。また、実施中のモニタリング計画としては、事業開始約 12 か月後、各年次終了時及び事業終了時に JCC において相手国実施期間との合同レビューを行うことを想定する。なお、評価実施時には、携帯電話他 IOT を活用したリアルデータを集計する等、革新的な方法があれば提案すること。

（12）広報活動

本プロジェクトの成果・効果を最大限に高めるとともに、意義、活動内容及びその成果がホンジュラス国及び我が国の各国民に正しく広く理解されるよう、効果的な広報活動を行うこと。同広報活動としては、ウェブサイトやフェイスブック、YouTube 等の各種メディアを活用してのスペイン語、英語、日本語の各言語で国内外に幅広く発信を行うことを想定している。具体的な活動については、詳細計画策定フェーズにて確認する。

なお、一般市民に対しての効果的な広報を行うため、本プロジェクトのシンプルかつ明確なコンセプトやキャッチコピー等の検討に加え、活動内容や成果が視覚的にわかるような工夫も検討すること。

（13）本プロジェクトにおいては、同国にて実施中の「SDGs・ホンジュラス国家アジェンダ 2030 に資する地方自治体事業実施・モニタリング体制整備及び能力向上プロジェクト」との連携可能性を視野に入れていることから、プロジェクトの進捗や展開について情報共有を行うこと。

## 第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は以下の通りである。本業務受注者はこれら業務の効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案する。

【第1期：2022年10月～2023年10月】

（1）ワークプラン（第1期案）の作成・協議

署名済R/D及びM/Mを踏まえつつ、関連資料や情報の収集・分析を行った上で、本業務受注者が担当する部分にかかるプロジェクト実施の基本方針・方法、業務行程計画等を作成し、業務計画書（案）及びワークプラン（第1期案）を作成する。作成した業務計画書／ワークプラン（第1期案）の内容について発注者に説明し、意見交換を行う。受領するコメントや指摘事項を踏まえて業務計画書／ワークプラン（第1期）の最終化を行い、発注者に正式提出する。また、現地派遣後、現地にてC/P機関に対してワークプランを説明し、承認を得る。

(2) ホンジュラス国の金融セクターや信用組合運用規制、顧客ニーズ等の分析

ホンジュラスにおける金融セクターや信用組合に関する法律、政策、運用規制等について関連資料や情報の収集、信用組合の顧客のニーズに係るヒアリングの実施等を通じて分析を行い、金融包摂を促進するにあたり信用組合が直面する課題を特定する。<sup>3</sup>

(3) 信用組合を取り巻く市場調査・信用組合のSWOT分析

ホンジュラスにおける信用組合や金融セクターを取り巻く市場調査（信用組合や金融全体のエコシステム調査、プロジェクト対象地域やパイロット事業参加信用組合選定のための調査、定量的指標を設定するための調査含む）について、関連資料や情報の収集等を通じて実施する。また、調査を実施した上で、信用組合のSWOT分析を行い、パイロット事業を検討する。<sup>4</sup>

(4) ジェンダー分析

本プロジェクトのジェンダー平等や女性のエンパワメントに貢献するための指標や活動の設定において、貧困削減や金融分野における男女別のニーズや直面する課題、ホンジュラスにおける貧困削減分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー視点の有無・内容、実施機関職員や管理職の男女比、女性職員の活躍促進の方策、職位に区政計画等における女性の割合設定の有無等について調査する。その上で、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに貢献するために取り入れられる指標や活動について提案をする。現時点で想定される活動・指標は、女性零細企業家等を対象とした信用組合による金融・デジタル及び非金融サービスの開発や、信用組合運用規制の改正及びサービス開発による顧客数増加の女性比率、開発したサービスの女性利用率等があるが、調査を踏まえ、具体的な活動・指標を提案する。

(5) PDM 及び PO の見直し

上記の活動の結果を踏まえ、評価指標を含めた PDM 及び PO を見直した上で、関係者と合意形成を行うこととする。なお、2023年10月までに、それまで

<sup>3</sup> 成果1（金融包摂促進のため、信用組合向けの適切な規制及び監督体制が強化される）達成のための活動のひとつとして、金融セクターや信用組合の運用規制や顧客ニーズ等の分析を行い、課題を特定するもの。プロポーザルでは分析項目や方法等について提案すること

<sup>4</sup> (2)に続く成果1（金融包摂促進のため、信用組合向けの適切な規制及び監督体制が強化される）及び成果2（金融包摂を通じた生計向上アプローチガイドラインの開発を目的に、信用組合の事業戦略とサービス改善のためのパイロット事業が実施される）達成のための活動として、信用組合や金融全体のエコシステム調査、プロジェクト対象地域・パイロット事業参加信用組合選定のための調査、定量的指標設定のため調査等を行うもの。プロポーザルでは調査項目や方法等について提案すること

の活動踏まえ、R/Dの変更を行うことを想定している。

(6) 信用組合運用規制見直しに係る信用組合連合との調整（方向性の設定）

金融セクターや信用組合運用規制の分析と課題の特定、市場調査等を踏まえた CONSUCOOP による信用組合運用規制の見直しの方向性を定めた後、FACACH や FEHCACREL と調整会議を 2023 年 10 月までに 2 回開催し、見直しの具体化を進める。

(7) CONSUCOOP 対象の信用組合運用規制及び監督に関する研修の実施

信用組合運用規制や市場調査、信用組合の SWOT 分析の結果を踏まえ、CONSUCOOP の職員 20 名を対象に、信用組合の規制や監督に関する研修を 2 回実施する。なお、研修に必要な会場は借上げし、参加者の日当・宿泊は支払うものとする。

(8) パイロット事業参加組合の選定

市場調査や信用組合の SWOT 分析を通じて検討したパイロット事業について、事業に参加する信用組合の選定基準を C/P との協議の上、設定する。選定基準検討時には地域バランス（農村都市バランス含む）、規模のバランス、事業運営上の効率性を考慮する。設定した選定基準に沿って、信用組合のオーナーシップも考慮の上、パイロット事業に参加する信用組合を選定する。選定された信用組合について、その実施を CONSUCOOP の承認を受けて決定する。想定する信用組合の数は 10 組合を想定している。<sup>5</sup>

(9) 信用組合向けの規制・監督に関するセミナー・研修の実施

パイロット事業参加組合と信用組合連合を対象に、(6) の運用規制見直しに係る調整を踏まえた信用組合向けの規制・監督に関する課題や方向性についての研修を実施する。なお、研修に必要な会場は借上げし、参加者の日当・宿泊は支払うものとする。

(10) パイロット事業の実施①

選定された信用組合の経営戦略、及び必要に応じて信用組合連合の経営戦略について分析し、見直しの方針について信用組合との協議の上、決定する。信用組合のオーナーシップも考慮しつつ、ACTIVOモデルを参考に、顧客中心主義に基づき、対象セグメントに応じた新規金融商品・デジタルサービス及び非金融サービス（金融教育含む）の改善、あるいは新規開発に向け、ワークショップや会議等を通して構想を練る。なお、新商品開発の際は B/C 分析と Operation Self Sufficiency 及び Financial Self Sufficiency のデータ提出義務があり、財務健全性の指標の設定が必要である。<sup>6</sup>

---

<sup>5</sup> 成果2（金融包摂を通じた生計向上アプローチガイドラインの開発を目的に、信用組合の事業戦略とサービス改善のためのパイロット事業が実施される）達成のための活動。プロポーザルでは選定基準の設定方針や参加する10の信用組合のバランス、選定方法案等について提案すること

<sup>6</sup> 成果2（金融包摂を通じた生計向上アプローチガイドラインの開発を目的に、信用組合の事業戦略とサービス改善

(11) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

【第2期：2023年11月～2025年10月】

(12) ワークプラン（第2期）の合意

業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワークプラン（第2期）を作成し、現地政府関係者、対象信用組合関係者等と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワークプランとして合意する。

(13) CONSUCOOP 対象の信用組合運用規制及び監督に関するセミナーの実施

第1期で実施した CONSUCOOP 対象の規制及び監督に関する研修のフィードバックを踏まえ、CONSUCOOP の職員 30 名を対象に、信用組合の規制や監督に関するセミナーを1回実施する。なお、研修に必要な会場は借上げし、参加者の日当・宿泊は支払うものとする。

(14) 本邦研修及び第三国研修の実施

信用組合の運営や、本業務で開発する金融サービス及び非金融サービスに関連する日本における経験や教訓を共有し、プロジェクト活動を円滑に実施するために行われることを想定した本邦研修を企画、実施する。対象人数は6名程度、期間は10日間程度、回数は1回を想定している。なお「日本の経験」の提供に留まらないように、発注者と協議の上研修内容を企画し、ホンジュラスの実情及びプロジェクトの最新状況に即した有効な投入となるように検討すること。

また、第三国研修として、信用組合の金融・非金融サービスや貧困層の生計向上に向けた中南米諸国の先進的な取組みについて学び、本プロジェクトにおける生計向上アプローチガイドラインの作成やパイロット事業へ反映することを想定している。対象人数は6名程度、期間は1週間程度、回数は1回を想定している。<sup>7</sup>

(15) 信用組合運用規制見直しに係る信用組合連合との調整（最終化）

第1期で実施した FACACH 及び FEHCACREL との CONSUCOOP による運用規制見直しに係る調整について、改正案を作成し、改めて調整会議を行い、最終化する。なお、信用組合連合との調整は、第1期に実施する2回（上記（6））を含めて計3回程度を想定している。

---

のためのパイロット事業が実施される）達成のための活動。パイロット事業の実施に関しては、プロポーザルでは、（17）（18）の業務内容含め、選定された信用組合におけるパイロット事業実施方法や現時点で考えうるパイロット事業案の内容（デジタルサービス、非金融サービス含む）、具体的な実施に向けたスケジュールの組み方や方針、新規サービスの顧客への提供方針や普及方針案等について提案すること

<sup>7</sup> 日本及び第三国（中米地域諸国）における信用組合の運営や金融・非金融サービス開発の経験や教訓を共有し、信用組合の運用規制改革やパイロット事業の実施等に活用するもの。プロポーザルでは、具体的な研修先候補や研修目的、研修内容等について提案すること

(16) 信用組合向けの規制・監督に関するセミナー・研修の実施

第1期で実施した信用組合向けの規制・監督に関する課題や方向性についての研修及び(16)の見直し・改正結果について、信用組合連合及び信用組合連合傘下の信用組合を対象にセミナーを行う。100名程度の参加を想定している。なお、研修に必要な会場は借上げし、参加者の日当・宿泊は支払うものとする。

(17) パイロット事業の実施②

第1期で実施した、新規金融商品・デジタルサービス及び新規非金融サービス(金融教育含む)の構想の実現に向け、具体的なスケジュールや役割分担、業務等について協議し、開発を進める。デジタルサービスの開発においては、デジタルデバイドの状況や今後の技術の進展予測含むホンジュラスの文脈に即した事例のいくつかを参照の上、そのスコープや機材内容等を決定する。地域通貨を導入している日本の信用組合の事例等も参照する。非金融サービスの開発においては、職業組合等と連携し、ACTIVOモデルも参考にする。

(18) パイロット事業(新規サービス)の実施③

パイロット事業において開発した新規金融商品・デジタルサービス及び金融教育含む非金融サービスについて、実際に顧客への提供を開始する。なお、事業期間中にどの範囲で普及を行うかについては、商品開発やその普及に現状かかっている期間についてヒアリングの上で検討し、最終化を行う。

(19) パイロット事業のインパクト評価のデザイン及び実施

パイロット事業にて実施した信用組合の新規サービス提供について、インパクト評価をデザインの上、実施する。インパクト評価実施の際にはデータ収集を工夫し、統計学や経済学的手法を用いて評価を行うことで、外部要因の影響を排除し、事業によってもたらされた変化をより正確に把握する。<sup>8</sup>

(20) 信用組合運用規制の改正とパイロット事業の結果の分析

CONSUCCOOPによる信用組合運用規制の改正と、信用組合におけるパイロット事業の結果について分析し、規制・監督体制の強化と信用組合の提供サービスの向上による信用組合や組合員に対する効果をまとめ、信用組合主導型の貧困層生計支援アプローチとして、生計向上アプローチガイドラインの全体方針や構成を検討する。

(21) 信用組合運用規制の見直し及び改正

最終化した信用組合運用規制の見直しについて改正案の審議等を経て、改正手続きを行う。見直し、改正にあたっては、パイロット事業の進捗や結果も踏まえることとする。なお手続きには分析、改正案作成、審議等を含め4ヶ月程度要すると基本計画策定調査にて確認済みだが、信用組合連合との調整等にかかる時間等も考慮しつつスケジュールを調整する。

---

<sup>8</sup> 成果2(金融包摂を通じた生計向上アプローチガイドラインの開発を目的に、信用組合の事業戦略とサービス改善のためのパイロット事業が実施される)達成のための活動。プロポーザルでは、パイロット事業のインパクト評価のデザイン及び実施方法について提案すること

(22) 生計向上アプローチガイドラインの作成

検討した生計向上アプローチガイドラインの全体方針や構成等について CONSUCOOP や FACACH、FEHCACREL と合意し、ガイドラインを作成する。ガイドラインの承認プロセスについては事業を実施する中で検討・確立していく。

(23) 生計向上アプローチガイドラインの普及計画の作成

生計向上アプローチガイドラインの作成とあわせて、信用組合主導型の貧困層生計支援アプローチの普及体制構築と普及計画の策定をし、普及を行う。普及計画の作成においては、実際に普及する FACACH や FEHCACREL、信用組合関係者のオーナーシップも重視し、丁寧な協議の上作成する。

(24) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第2期の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

【第3期：2025年11月～2027年11月】

(25) ワークプラン（第3期）の合意

業務計画書（第3期）に基づき、第3期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワークプラン（第3期）を作成し、現地政府関係者、対象信用組合関係者等と協議、意見交換し、第3期の活動内容をワークプランとして合意する。

(26) 信用組合連合傘下の信用組合対象の生計向上アプローチ研修の実施

第2期で作成した生計向上アプローチガイドラインを基に、FACACH 及び FEHCACREL 傘下の信用組合を対象に、生計向上アプローチ研修を実施する。各回20名を対象に、計3回の実施を想定している。

(27) 信用組合が生計向上アプローチを採用するための支援の実施

生計向上アプローチガイドラインの普及計画の実行に際し、信用組合が同アプローチを採用するにあたる課題や懸念点等を信用組合連合との協議等を通じて抽出し、対応としての支援策を検討し、実施する。なお、具体的な支援の方針等については詳細策定フェーズ（第1期）で決定するものとする。

(28) 中米諸国への展開（セミナー実施）

本プロジェクトで実施してきた、CONSUCOOP による信用組合運用規制の見直しや、信用組合主導型の貧困の生計向上アプローチ等における優良事例を抽出し、ホンジュラスと同様、金融機関としての信用組合のプレゼンスが高い中米諸国に対し紹介・普及セミナーを実施する。セミナー実施対象国の選定においては、本プロジェクトで作成した生計向上アプローチガイドラインや事業戦略・デジタルサービスとの親和性に鑑み、どのように実施すると有効であるか検討すること。

(29) 生計向上アプローチガイドラインの更新

(25)～(27)の活動に基づき、生計向上アプローチガイドラインの更新

を行う。なお、ガイドラインの更新等の維持管理体制については、事業を実施する中で検討していく。

(30) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

【全契約期間を通じての業務】

(1) 情報共有のための会議の開催（JCC を含む）

多様なステークホルダーとプロジェクトの進捗にかかる情報を共有するため、JCC を含む関係者の情報共有会議を定期的に行う。

(2) JCC に関する支援

JCC はプロジェクトの方針・進捗・報告等を行う場であり、少なくとも年に1回程度開催し、活動成果の報告や直面する課題と対処方針案、次年度／次期の活動方針・計画案等について説明し、関係者の了承を得る。また、PDM の指標や活動やPO の実施スケジュールを決定・変更する際にも開催する。

(3) モニタリング

本プロジェクトにおいては発注者が定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領（配布資料）」に基づきプロジェクトのモニタリングを行うこととなる。そのため本業務受注者は所定のモニタリングシートにて、C/P とともにモニタリングを行う。モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要因を含み、これら業務を C/P と共同で確認・記録すること。外部条件を含めたリスクのモニタリングにも留意すること。

また、最終のモニタリングシートは Project Completion Report (PCR) として、遅くともプロジェクト終了3か月前に C/P と共同でドラフトを作成し、発注者に提出する必要がある。そのため、C/P と作成スケジュールや構成、記載内容につき前もって相談しつつ、作業を進めること。PCR ドラフトは JICA の確認を経て修正を掛け、JCC にて最終化する。

(4) 機材調達に係る業務

本プロジェクトではパイロット事業の実施において、タブレット端末やスマートフォンなどの機材の調達が必要となる可能性がある。必要な機材が生じた場合は、受注者は発注者と協議の上で具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて報酬を含め契約変更の上、JICA「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り、適切な機材調達及び管理を行う。機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるか十分に確認すること。

(5) 現地再委託について

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地コンサルタントや NGO 等に再委託して実施することを認める。ただし、現時点では業務範囲、評価項目、調達方式等を特定することが困難であるため、詳細計画策定フェーズ（第1期）が始まり次第、現地の状況に精通する JICA ホンジュラス事務所に相談して助言を得つつ、詳細 TOR を確定させた上で調達を行うこと。また追加の再委託業務の必要性が生じた場合、発注者に対し提案し、必要があれば報酬を含め契約変更で対応する。現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、履行結果の確認を行うこと。

- ・ 市場調査
- ・ パイロット事業実施（システム導入、アプリ開発等）
- ・ インパクト評価

## 第8条 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。第1期、第2期の最終成果品はプロジェクト業務完了報告書とし、その提出期限はそれぞれの履行期限の末日とする。すべての報告書等は電子データでの提出を基本とする。なお、報告書等の電子化（CD-ROM）の仕様等については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）（[報告書及びCD-ROMの仕様にかかるガイドライン \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)）を参照すること。

	報告書名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期：詳細計画策定フェーズ）	第1期契約締結後10営業日以内	和文：電子データ
	ワークプラン（第1期：詳細計画策定フェーズ）	業務開始から1ヵ月以内	英文：電子データ 西文：電子データ
	プロジェクト業務完了報告書（第1期）	第1期終了の1.5ヶ月前	和文：電子データ
第2期	業務計画書（第2期：本格実施フェーズ前期）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：電子データ
	ワークプラン（第2期：本格実施フェーズ前期）	業務開始から2ヵ月以内	英文：電子データ 西文：電子データ
	業務進捗報告書（第2期）	部分払が必要な時	和文：電子データ
	プロジェクト業務完了報告書（第2期）	第2期終了の1.5ヶ月前	和文：電子データ
第3期	業務計画書（第3期）	第3期契約締結後10営業日以内	和文：電子データ

	ワークプラン（第3期：本格実施フェーズ後期）	業務開始から2ヵ月以内	英文：電子データ
	業務進捗報告書（第3期）	部分払が必要な時	和文：電子データ
	事業完了報告書	プロジェクト終了前（ドラフトは終了3か月前）	和文：電子データ 英文：電子データ 西文：電子データ
その他	モニタリングシート	半年ごと	英文：電子データ 西文：電子データ
	広報関連資料	適宜	英文、西文

なお、各報告書の記載項目（案）は発注者と本業務受注者で都度協議・確認する。

## （2）技術協力策定資料等

詳細計画策定フェーズ（第1期）において本業務受注者が直接もしくはC/Pを支援する形で作成される想定以下の資料の英語及びスペイン語版をモニタリングシートや業務完了報告書等に添付して発注者及びC/Pに提出する。なお、本格実施フェーズ（第2期・第3期）については、契約締結前に作成・提出を求める資料を発注者と協議の上で確定する。

- ・ 市場調査報告書

## （3）コンサルタント業務従事月報

本業務受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告書を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ Work Breakdown Structure（WBS）
- ④ 業務フローチャート
- ⑤ 貸与物品リスト

## （4）収集資料

本案件を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、収集資料リストを付した上で、各期終了後、発注者に提出する。なお、提出すべき収集資料・データについては、発注者と本業務受注者で協議の上決定する。

## （5）報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記載し、必要に応じ図や表を活用すること。
- ② 英文・西文等の外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行い、専門用語も含めて適切、かつ読みやすいものとする。

- ③ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ④ 報告書全体と通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ⑤ 通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ⑥ 略語票を目次の次のページに記載すること。
- ⑦ 報告書が主報告書と資料集と分冊方式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫すること。

別紙 プロポーザルにて提案を求める事項

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	契約の期間分け	第6条 実施方針及び留意事項(1) (P.9)
2	金融セクターや信用組合運用規制、顧客ニーズ等の分析項目・手法	第7条 業務の内容(2) (P.13)
3	市場調査(信用組合や金融全体のエコシステム調査、プロジェクト対象地域やパイロット事業参加信用組合選定のための調査、定量的指標を設定するための調査含む)項目・手法	第7条 業務の内容(3) (P.13)
4	パイロット事業(10プロジェクト(1組合1プロジェクト×10組合を対象)の実施・普及・管理手法、評価デザイン・実施方法等	第6条 実施方針及び留意事項(4)、(5) (P.10) 第7条 業務の内容(8)、(10)、(17)～(19) (P.14、16)
5	本邦研修のテーマ、内容	第7条 業務の内容(14) (P.15)
6	第三国研修のテーマ、内容、研修実施対象国	第7条 業務の内容(14) (P.15)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：途上国における金融包摂・貧困削減関連事業

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／経営戦略

➤ 金融サービス開発／デジタルサービス

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25.33 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／経営戦略）】

- ① 類似業務経験の分野：経営戦略、金融
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：スペイン語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：金融サービス開発／デジタルサービス】

- ① 類似業務経験の分野：金融及びデジタルサービス
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2022年10月に開始し、約61ヶ月後の終了を目途とする。本プロジェクトが2段階に分けて実施する案件のため、本契約は詳細計画策定フェーズ（第1期：2022年10月～2023年10月）と本格実施フェーズ前期（第2期：2023年11月～2025年10月）、本格実施フェーズ後期（第3期：2025年11月～2027年11月）の3期に分けて実施する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約79.83人月（現地：77.33人月、国内2.50人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1 業務主任者／経営戦略（2号）
- 2 金融サービス開発／デジタルサービス（3号）
- 3 金融規制・監督
- 4 生計向上／非金融サービス開発
- 5 研修／普及
- 6 インパクト評価

#### 3) 渡航回数を目途 全66回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 市場調査（信用組合や金融全体のエコシステム調査、プロジェクト対象地域やパイロット事業参加信用組合選定のための調査、定量的指標を設定するための調査含む）

- パイロット事業実施（システム導入、アプリ開発等）
- インパクト評価

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- Record of Discussions（写）
- ホンジュラス国「金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」事業完了報告書

２）公開資料

- 「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ\\_201706\\_guide\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201706_guide_01.pdf)
- 「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent\\_201704\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201704_guide.pdf)

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	執務スペース	有
3	家具（机・椅子・棚等）	有
4	事務機器（コピー機等）	無
5	インターネット／Wifi	無

（６）安全管理

- ・ 原則としてパルメロラ国際空港から目的地までの移動が 18:00 までに完了する便を利用すること。
- ・ 18:00 から翌日 06:00 までの「都市間移動」は原則として禁止する。
- ・ ホンジュラス渡航の際には、JICAホンジュラス事務所より安全管理ブリーフィングを実施している（オンラインでも可能）。渡航前もしくは到着後速やかに同ブリーフィングを受ける必要がある（過去6か月の間にブリーフィングを受講した者は免除）。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teamsによる実施を基本とします。詳細に

つきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

#### 4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

##### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
  - 本邦研修に係る経費（国内再委託含む）
  - 第三国研修費（航空賃、C/Pの日当・宿泊費、会場借上費）

##### （3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 市場調査費（現地再委託）： 3,000,000円
- 2) パイロット事業費： 18,000,000円
  - 内訳 システム導入費・アプリ開発費（現地再委託）：17,500,000円
  - 機材購入費（タブレット等）： 500,000円
- 3) カウンターパート日当・宿泊費（第2章第7条（7）（13））： 330,000円
- 4) 研修参加者日当・宿泊費（第2章第7条（9）（16）（26））： 2,640,000円
- 5) インパクト評価（現地再委託） 1,000,000円

##### （4）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

## 5. その他留意事項

- 1) 本プロジェクトにおいては、プロジェクト車両（1台、4WD、5人乗り）を現地にて調達する予定だが、車両調達にかかる期間を考慮し、事業開始後12か月間の車両レンタル費用を計上ください。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 50 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	22	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	22	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 40 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 28 )	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／経営戦略</u>	(23)	(10)
ア) 類似業務の経験	9	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	3
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>金融サービス開発／デジタルサービス</u></b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 上記4.（3）日程参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  
  2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
    - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
      - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
      - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上